

令和6年度 第2回 糸魚川市介護保険運営協議会次第

(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)

○日 時 令和7年2月13日(木) 午後1時30分から

○場 所 市役所2階 201.202 会議室

1 開 会

.....

2 部長あいさつ

.....

3 報告・協議事項

(1) 糸魚川市介護保険運営協議会

①委員の交代について（資料 No. 1）

.....

②介護保険事業の運営状況等について（資料 No. 2）

.....

③国による制度改正について（資料 No. 3）

.....

(2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

①地域包括支援センター業務調査の結果について（資料 No. 4）

.....

②地域包括支援センターの重点委託方針について（資料 No. 5）

.....

(3) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

①認知症対応型グループホーム事業者の公募について（資料 No. 6）

.....

(4) 意見交換

.....

.....

.....

4 その他（次回日程等）

.....令和7年7月10日（木） 13時30分からを予定.....

5 閉 会

.....

糸魚川市介護保険運営協議会委員名簿

(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)

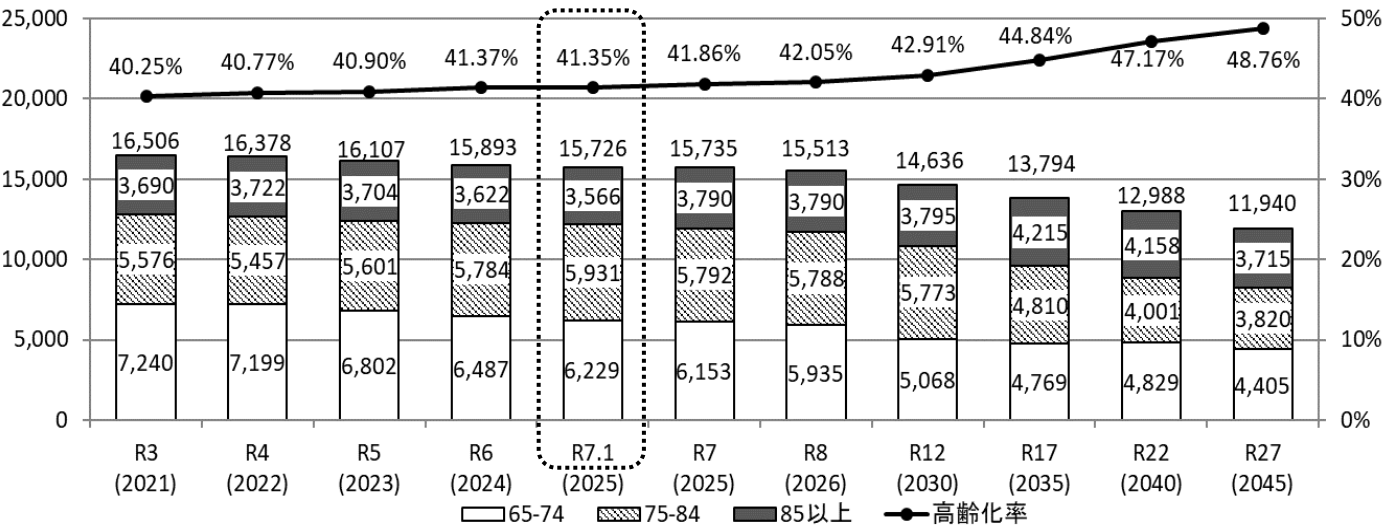
No	所 属 等	役 職 等	氏 名
1	一般社団法人 糸魚川市医師会	副会長	安 藤 隆 夫
2	能生地域区長連絡協議会	会 長	池 田 正 夫
3	社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会	会 長	金 子 栄 一
4	新潟県柔道整復師会上越ブロック	糸魚川市幹事	金 子 正 樹
5	公益社団法人 認知症の人と家族の会 新潟県支部	代 表	金 子 裕美子
6	糸魚川ケアマネジャー協議会	会 員 (介護センターにじ)	小 林 洋 介
7	一般社団法人 上越歯科医師会 糸魚川支部	歯科医師	竹 内 博 文
8	糸魚川地域連合区長会	(前任) 常任理事	(齋藤 伸一) 田 原 克 朗
9	糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会	理 事	中 倉 幸 博
10	糸魚川地域退職者連合	(前任) 副会長	(古 川 昇) 長 崎 一 司
11	公益社団法人 新潟県介護福祉士会	運営委員	広 幡 隆 子
12	青海老人クラブ連合会	会 長	山 岸 欽 也
13	特別養護老人ホーム おおさわの里	統括副施設長	吉 川 大
14	公募委員		八 木 章

※委員氏名50音順（所属団体推薦・公募順） 敬称略 (任期:令和9年3月31日まで)

介護保険事業の運営状況

1 高齢者数と高齢化率の推移

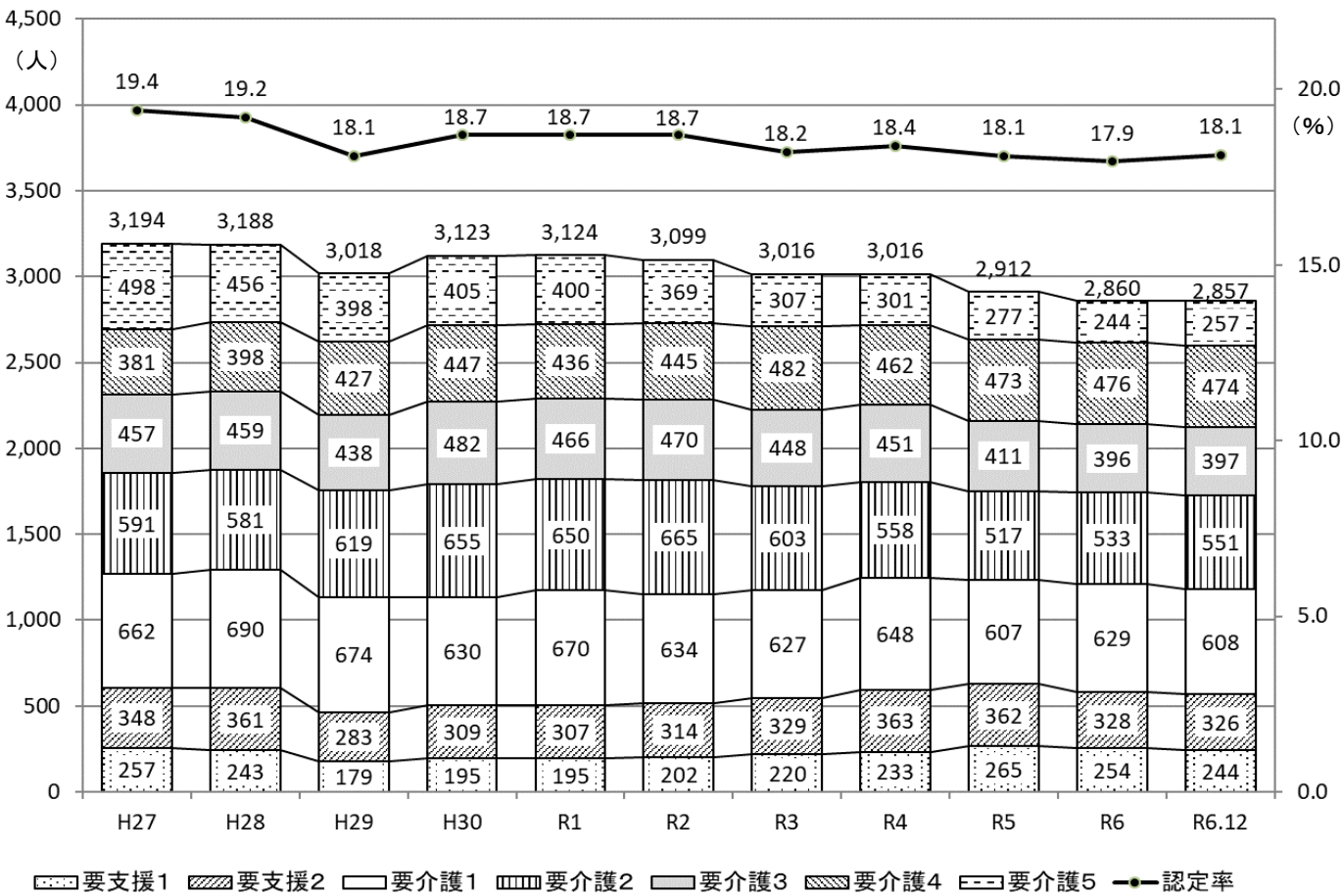
- ・ 高齢者数は、直近のR7.1実績値(15,726人)がR7計画値(15,735人)をやや下回っています。
- ・ 年代区分では、計画値よりも85歳以上で少なく、75～84歳で多く推移しています。



※R7.1まで実績値（R6まで各年4月1日時点）、R7以降は第9期介護保険事業計画の推計値

2 要介護認定者と認定率の推移

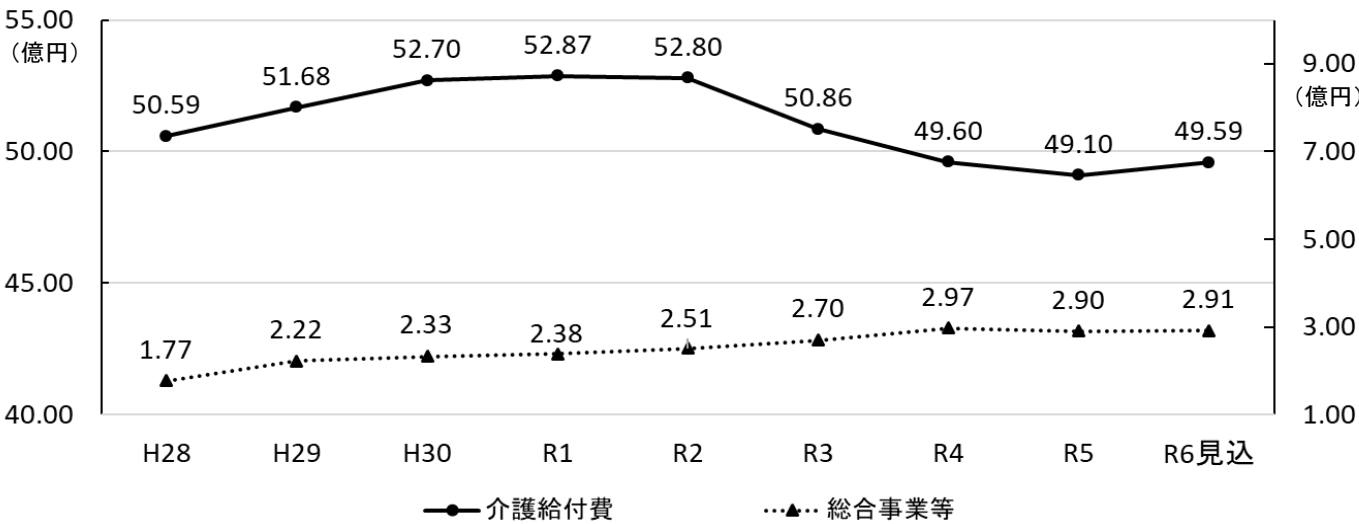
- ・ 認定者は減少傾向ですが、R6年度は概ね2,860人前後の横ばいで推移しています。
- ・ 要支援はH29以降、増加傾向にありましたが、R6年度はやや減少に転じ横ばいで推移しています。



※R6.12を除き、各年4月1日時点

3 介護給付費等（年額）の推移

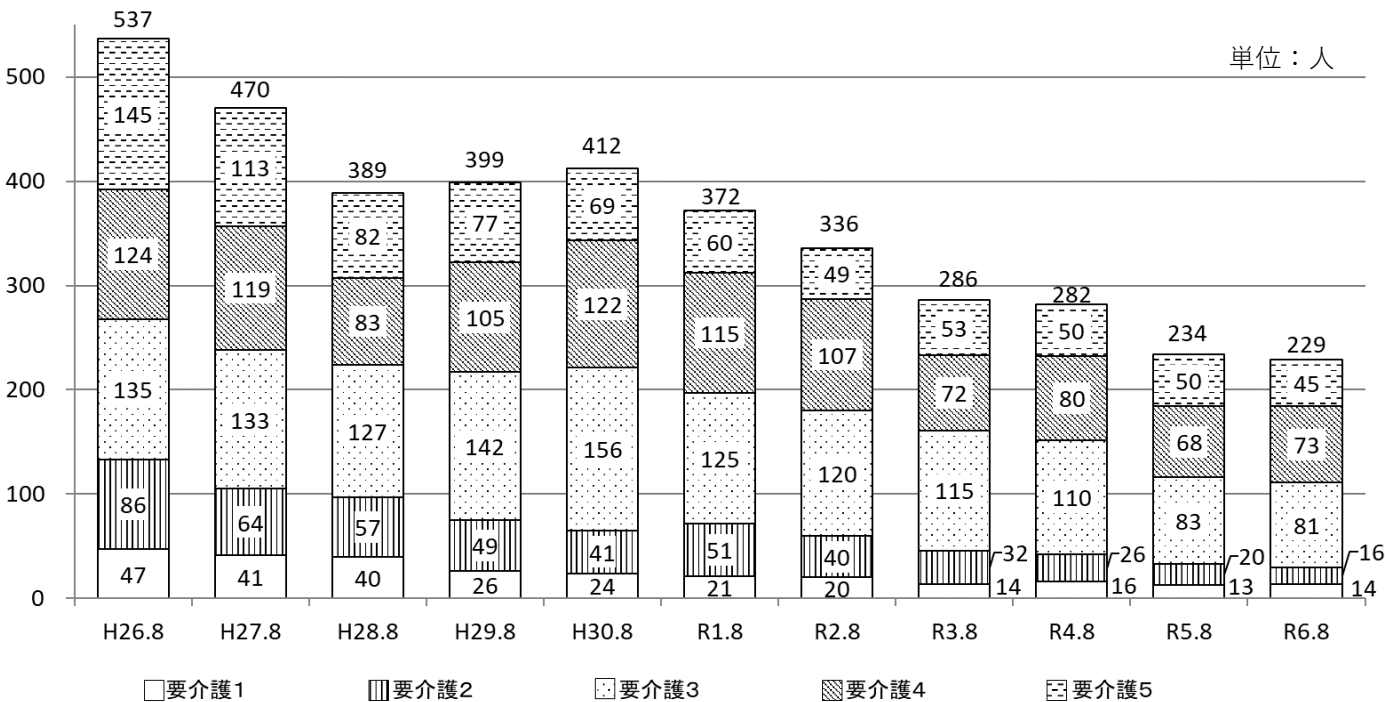
- ・ 要介護・要支援（訪問・通所介護を除く）にかかる介護給付費は、新型コロナウイルス感染症や事業所の休廃止等により、令和3年度から大きく減少していますが、令和4年度以降は横ばいで推移しています。
- ・ 要支援（訪問・通所介護）と総合事業にかかる給付費は、令和4年度まで増加傾向にありましたが、要支援に係る認定者数の伸びが鈍化したこと等に伴い、令和6年度は前年度と同水準となる見込みです。



※R6決算見込は、直近実績をもとに月割換算で推計

4 特別養護老人ホーム入所申込者の推移

- ・ 申込者数は、引き続き減少傾向にあります。直近のR6. 8ではR5. 8に比べて5人 (2. 1%) の微減となっています。



1. 介護保険事業特別会計の歳出決算（見込）状況（歳出2款 保険給付費）

- ・ R6決算見込は、R5決算額に対して合計で約5,000万円（1.01%）多い見込です。
- ・ R6決算見込は、R6計画値に対して合計で約6,800万円（1.35%）少ない見込です。

（単位：千円）

予 算 項 目	R4決算額	R5決算額：①	R6決算見込：②	【参考】 R6事業計画値	R6決算見込－ R5決算（②－①）
1 居宅介護サービス等給 付費	1,922,322	1,892,296	1,892,865	1,881,224	569
2 施設介護サービス等給 付費	2,033,190	2,050,538	2,072,026	2,093,140	21,488
3 地域密着型介護サービ ス給付費	693,383	663,549	701,872	735,768	38,323
4 介護予防サービス等給 付費	58,072	57,622	54,467	59,020	▲ 3,155
5 地域密着型介護予防 サービス給付費	84	0	141	0	141
6 審査支払手数料	2,779	3,724	3,762	3,657	38
7 高額介護サービス費	102,832	100,202	99,526	104,542	▲ 676
8 高額医療合算介護サー ビス費	14,393	13,566	12,926	14,180	▲ 640
9 特定入所者介護サービ ス等費	133,032	128,211	121,521	135,509	▲ 6,690
合 計	4,960,087 (49億6,008万7千円)	4,909,708 (49億970万8千円)	4,959,106 (49億5,910万6千円)	5,027,041 (50億2,704万1千円)	49,398 (4,939万8千円)

2. 第9期介護保険事業計画における保険給付費見込額（地域支援事業費を除く）

令和6年度	50億2,704万1千円
令和7年度	50億6,606万7千円
令和8年度	50億6,319万2千円

3. 介護給付費準備基金の状況

令和6年度当初残高	8億7,438万6千円	①	
令和6年度中積立見込額	70万0千円	②	※利息額
令和6年度取崩見込額	0千円	③	
令和6年度末残高見込額	8億7,508万6千円	①＋②	

※第9期介護保険事業計画期間（R6～R8）は、同基金から約2億2千万円を取り崩すことで、第1号被保険者の保険料を低減することとしていますが、令和6年度は介護給付費が計画値を下回ることや、会計内の繰越金で充足する見込のため基金の取崩しが無い予定です。

【参考】予算項目の内容説明

- 1 居宅介護サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具、住宅改修、居宅介護支援等の費用
- 2 施設介護サービス：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の費用
- 3 地域密着型介護サービス：小規模特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の費用
- 4 介護予防サービス：要支援者に対する「1」と同様のサービスの費用
- 5 地域密着型介護予防サービス：要支援者に対する「3」と同様のサービスの費用
- 6 審査支払手数料：事業者からの請求チェックのために新潟県国民健康保険団体連合会に支払う費用
- 7 高額介護サービス費：介護サービスに係る利用者負担が上限額を超えた場合の差額支給の費用
- 8 高額医療合算介護サービス：世帯単位での介護・医療サービスに係る世帯負担が上限額を超えた場合の差額支給の費用
- 9 特定入所者介護サービス：低所得者に対する施設サービス等の居住費、食費負担減額の費用

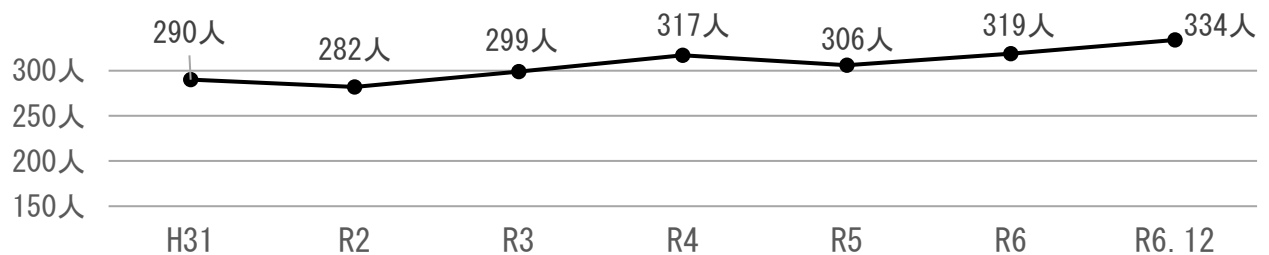
介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

要支援認定を受けた方のうち「訪問介護」と「通所介護」にかかる介護サービスの提供、及び要介護・要支援認定に至らないが日常生活動作などの基本チェックリストにより支援が必要な方に対して、各種の日常生活支援サービスの提供や集いの場の運営などを行う。

1. 総合事業対象者（基本チェックリストによる対象者）の推移（各年4月1日現在。R6.12を除く）

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R6.12
事業対象者数	290人	282人	299人	317人	306人	319人	334人



2. 介護保険事業特別会計の歳出決算（見込）状況（歳出3款/地域支援事業費、4款/保健福祉事業費）

- ・ R6決算見込は、R5決算額に対して合計で約2,000万円（6.65%）多い見込です。
- ・ R6決算見込は、R6計画値に対してほぼ同額となる見込です。

（単位：千円）

予 算 項 目	R4決算額	R5決算額： ①	R6決算見込：②	【参考】 R6事業計画値	R6決算見込 －R5決算 (②－①)
1 介護予防・生活支援サービス事業	160,242	157,095	170,462	176,444	13,367
2 一般介護予防事業	242	922	2,320	2,379	1,398
3 包括的支援事業・任意事業	129,066	131,216	135,754	134,314	4,538
4 その他諸費（審査支払手数料）	430	572	574	593	2
5 保健福祉事業	7,141	5,677	6,051	—	374
合 計	297,121 (2億9,712万3千円)	295,482 (2億9,548万2千円)	315,161 (3億1,516万1千円)	313,730 (3億1,373万円)	19,679 (1,967万9千円)

【参考】予算項目の内容説明

- | | |
|-------------------|---|
| 1 介護予防・生活支援サービス事業 | : 要支援、総合事業対象者の方が利用する通所サービス |
| 2 一般介護予防事業 | : 65歳以上高齢者の介護予防を目的とした事業 |
| 3 包括的支援事業・任意事業 | : 地域包括支援センターの運営やおむつ券助成事業などを実施 |
| 4 その他諸費（審査支払手数料） | : 介護予防・生活支援サービス事業者からの請求チェックのために
新潟県国民健康保険団体連合会に支払う費用 |
| 5 保健福祉事業 | : 介護予防、自立支援に特化した市町村独自事業 |

国による制度改正について

【改正概要】

介護保険料等を算定する際の年金収入等の基準額を80万円から80万9千円に改正する。

【改正理由】

年金収入等の基準額は、設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額794,500円を基に定められているが、令和6年の支給額が809,000円となるため見直すもの。

【改正の影響】

(1) 介護保険料の所得段階区分の変更（令和7年4月から）

※第1、第2、第4、第5段階が対象

段階 (乗率)	対象者	年額
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が <u>80万円以下</u> （⇒80万9千円以下）	18,468円
第2段階 (0.485)	世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 <u>80万円超</u> （⇒80万9千円超）120万円以下	31,428円
第3段階 (0.685)	世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 120万円超	44,388円
第4段階 (0.90)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 <u>80万円以下</u> （⇒80万9千円以下）	58,320円
第5段階 (1.00)	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 <u>80万円超</u> （⇒80万9千円超）	（基準額） 64,800円
第6段階 (1.20)	本人が市民税課税かつ合計所得 120万円未満	77,760円
第7段階 (1.30)	本人が市民税課税かつ合計所得 120万円以上 210万円未満	84,240円
第8段階 (1.50)	本人が市民税課税かつ合計所得 210万円以上 320万円未満	97,200円
第9段階 (1.70)	本人が市民税課税かつ合計所得 320万円以上 420万円未満	110,160円
第10段階 (1.90)	本人が市民税課税かつ合計所得 420万円以上 520万円未満	123,120円
第11段階 (1.95)	本人が市民税課税かつ合計所得 520万円以上 620万円未満	126,360円
第12段階 (2.00)	本人が市民税課税かつ合計所得 620万円以上 720万円未満	129,600円
第13段階 (2.10)	本人が市民税課税かつ合計所得 720万円以上	136,080円

※糸魚川市介護保険条例第7条では、介護保険法施行令第39条第1項各号に掲げる者として規定しており改正施行令の施行と同時に適用されるため、条例改正を要しない。

(2) 高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階区分の変更（令和7年8月から）
世帯全員が住民税非課税のうち個人が対象

利用者負担段階区分	上限額（月額）
・課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
・課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
・住民税課税世帯で課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円
・世帯全員が住民税非課税	世帯 24,600 円
・前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が <u>80 万円以下⇒（80 万 9 千円以下）</u> ・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000 円
・生活保護の受給者等	個人 15,000 円 世帯 15,000 円

(3) 食費・居住費等の利用者負担段階区分の変更（令和7年8月から）
第2段階、第3段階①が対象

利用者負担段階		食費（円/日）		居住費等（円/日）			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300	300	880	550	550 (380)	0
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が <u>80 万円以下</u> (⇒80 万 9 千円以下)	390	600	880	550	550 (480)	430
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が <u>80 万円超</u> (⇒80 万 9 千円超) 120 万円以下	650	1,000	1,370	1,370	1,370 (880)	430
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超	1,360	1,300	1,370	1,370	1,370 (880)	430

※従来型個室の（ ）内金額は、特別養護老人ホームと短期入所サービス利用の場合。

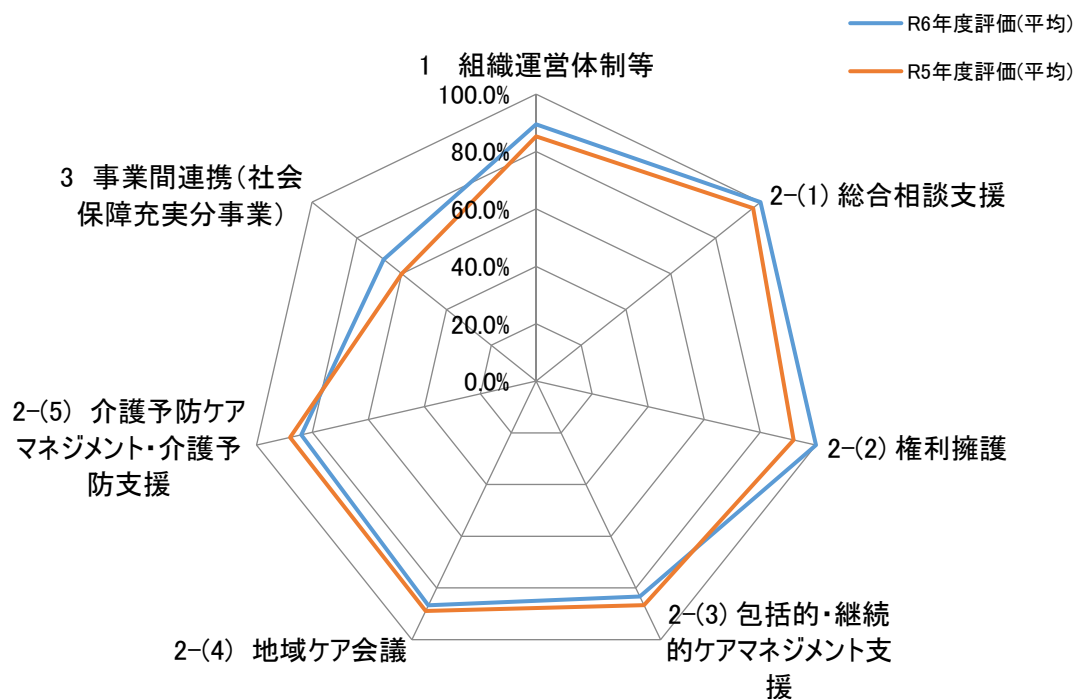
令和6年度 地域包括支援センター業務調査の結果について

令和5年度の実施について、国が示す地域包括支援センターの事業に係る評価指標（包括用・市町村用）に基づきチェックシートを作成し、市内の5地域包括支援センター（グラフ凡例中「5包括」と表記）と昨年度の5包括平均を比較した結果は、以下のとおりです。

【指標の解説】

- 1 組織運営体制等／事業計画の策定、3職種の確保・育成、個人情報の保護、利用者満足度の向上 ほか
 2-(1) 総合相談支援／関係者とのネットワーク構築、相談事例解決のための対応、複合的課題への支援 ほか
 2-(2) 権利擁護／制度活用のための取組状況、虐待に対する迅速な対応、消費者被害防止の取組 ほか
 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援／介護支援専門員を支援するための取組・効果的な相談対応 ほか
 2-(4) 地域ケア会議／地域ケア会議の開催状況、個別事例・地域課題の解決に向けた会議の活用 ほか
 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援／多様な地域の社会資源の活用、セルフマネジメントの推進 ほか
 3 事業間連携／在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備事業の取組状況 ほか

1 市内5地域包括支援センターによる評価と達成状況



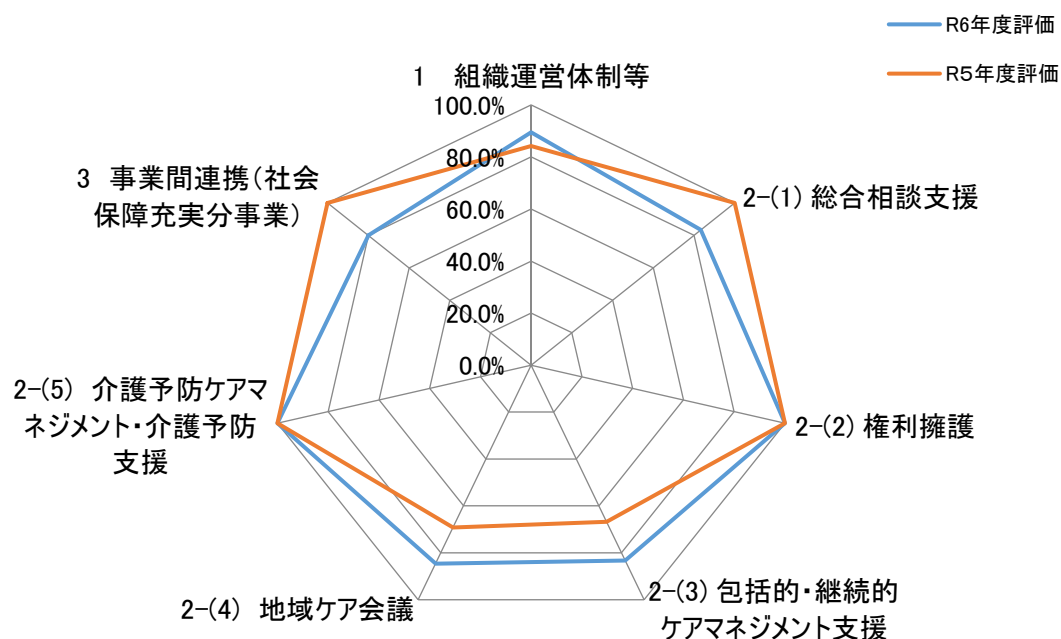
(1) 前年度からの主な改善点

- ・全体的に昨年度と同等程度の達成状況となっている。
- ・「1 組織運営体制等」では、業務改善の視点で地域包括支援センターと市で協議を随時進めたことにより、4.6ポイント改善した。
- ・「2-(2) 権利擁護」では、対応ケースの内容により年度ごとに差が出るが、令和5年度消費者被害の対応ケースが複数のセンターに寄せられたことをふまえ、消費者生活相談業務との連携を図った結果、8.0ポイント改善された。

(2) 今後さらに改善を必要とする業務

- ・「2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」では、セルフマネジメントを推進する市の方針周知と活用が十分でないこと等の理由により 4.0 ポイント低下したため、セルフマネジメントの手法を見直す予定としている。
- ・「3 事業間連携」については、例年、全国平均よりも低い水準であるなか、今年度調査では、生活支援体制整備事業とセンターとの連携を強化していく中で、改善が見られたが、在宅医療介護連携事業については、相談窓口との連携に課題が残っている。

2 糸魚川市による評価と達成状況



- ・「2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援」と「2-(4) 地域ケア会議」は、地域包括支援センターと様々な調査等で把握した内容の共有や実施マニュアルの周知などを行った結果、改善が見られた。
- ・「2-(1) 総合相談支援」では、民生委員の全体会議等への参加が少なかった状況もあり、前回調査より 16.7 ポイント減少している。

3 今後の取組み

- ・評価内容の共有と検証により、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が利用者や相談者を支援しやすい体制づくりを更に進めていく。
- ・地域包括支援センターによる評価は改善傾向にあり、引き続き、機能強化に向けて関係機関との連携を強化していく。

令和7年度 基幹型地域包括支援センター（地域包括ケア係）
事業実施方針（案）

○基本的活動方針と実施事業

◎新規、拡充 ・ 継続

方針1／介護予防・日常生活支援総合事業の安定的実施

(1) 多様なサービスの積極的活用

◎シルバー人材センターが実施する基準緩和型訪問サービスの人材育成

- ・ 地域の互助による活動モデルの実施

(2) 総合事業・一般介護予防事業の充実

- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業、短期集中系サービスのリハビリ専門職との連携の強化

方針2／地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 在宅医療・介護連携の強化

◎医療が必要な要介護者の在宅ケア及び介護保険施設入所の課題整理と対策検討

- ・ ACP（人生会議）の普及啓発

(2) 地域包括支援センターの機能強化

◎対応困難ケース対応のための多職種による支援会議や研修会の開催

- ・ 地域包括支援センターの周知
- ・ 身寄りの無い方への支援ガイドライン作成と支援体制の検討

(3) 地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）による助け合いの推進

- ・ 地域包括支援センターや他課との連携による新規実施地区の増加

方針3／共生社会の実現のための認知症施策の展開

(1) 認知症の地域支援の推進

- ・ チームオレンジの立ち上げ支援、活動支援
- ・ 軽中度難聴者への補聴器助成

(2) 認知症の人の尊厳の保持と共生の地域づくり

- ・ ひとり歩き（徘徊）高齢者サポート事業の実施

方針4／尊厳を保つための権利擁護の推進

(1) 成年後見制度利用支援体制の拡充

- ・ 成年後見制度の活用のための体制づくり、普及啓発

(2) 高齢者虐待防止への取組

- ・ 高齢者虐待防止に向けた普及啓発

令和7年度地域包括支援センター重点委託方針（案）

1. 効果的な総合事業の活用

「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても重度化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援していく。

- ・具体的な個々の目標設定や支援方針を導き出すため、興味関心チェックシートなどの手法を用いて適切なアセスメント（状態評価）を実施する。
- ・地域リハビリテーション活動支援事業や短期集中サービスの利用など、リハビリ専門職等との連携を強化し、状態の維持・改善が図られるよう、総合事業を活用していく。

2. 生活支援体制整備事業を活用した生活支援サービスの創出

地域による支え合いの機能を高め、高齢者の社会参加・介護予防・生活支援を促していく。

- ・重点支援地区を選定し、地域支え合い活動を居宅介護支援事業所にも周知することで、多様なサービスのニーズを把握する。
- ・地域課題の共有など協議の場を実施することで、将来的な生活支援サービスが展開できるよう支援する。

3. 認知症支援の体制づくり

複雑な課題を抱えたケースの支援が求められており、支援体制構築のための検討を行うため、現状と課題を把握していく。

- ・地域ケア会議等を活用し、認知症に関する困難ケースについて、課題や支援体制構築に向けた分析を行う。

【地域包括支援センター 専門部会での取組み】

部会名	取組事項
保健師部会	フレイル予防支援ツール活用した地域活動の展開と評価
主任ケアマネ部会	居宅介護支援事業所向けの研修会の企画・運営
社会福祉士部会	成年後見制度を活用した権利擁護の体制づくりへの協力

認知症対応型グループホーム事業者の公募について

1. 公募するサービスの種類等

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

整備目標年次	令和8年度
箇所数	1か所
定員	9～18人
整備予定圏域	市内（糸魚川圏域、能生圏域、青海圏域）

【参考①】第9期（R6-R8）介護保険事業計画（抜粋 P81）

第4章 施策の体系と展開

イ 施設・居住系サービス

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・第8期に1事業所が開設しましたが、3事業所が休廃止したため、市内に8事業所あります。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の供給体制の確保に向け、第9期では、1～2ユニット（定員9～18人）の整備を予定します。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護については、直近の利用実績がないため、第9期計画期間の目標値は設定しません。

【参考②】第8期（R3-R6）におけるグループホーム開設・休廃止状況

区分／年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
開設（定員増含む）		+9人	+18人	+27人
休廃止	-9人	-9人	-9人	-27人

※開設のR5年度18人分は、第8期計画で整備を位置づけ

2. 公募・整備スケジュール（予定）

日程	項目
令和7年3月中旬から5月下旬	・事業者募集要領による応募受付
令和7年6月	・事業計画審査、事業候補者の選定（※） （書類審査、面接等審査を予定）
令和7年7月	・地域密着型サービス運営委員会で選定経過等報告 （候補事業者によるプレゼンテーションを予定） ・事業者決定
令和7年8月～	準備期間、令和8年度予算要求（県・市補助金）
令和8年4月～	補助金交付申請、工事着手、開設準備
令和9年3月末まで	工事完了、開設・運営

※事業候補者選定のため「（仮称）糸魚川市地域密着型サービス事業者選定委員会」を設置予定。

【参考】前回（R4）選定委員会の構成 5人

委員の区分	役職
地域密着型サービス運営委員会	委員長、副委員長
市の職員	市民部長、福祉事務所長・次長